

積立式定期預金「はぐくみ」規定

1. (預金の預入れ等)

- (1) この預金の預入れは、1回100円以上とし、毎月口座振替の方法により預入れるものとします。
- (2) この預金は、口座振替のほか現金、小切手その他の証券類により、当店のほか当行国内本支店のどこの店舗でも預入れることができます。
預入れのときは、必ずこの預金の通帳を持参してください。
- (3) 現金自動預入・引出兼用機（以下「預金機」といいます。）による預入れは、次により取扱います。
 - A. 預金機を使用して預金に預入れるときは、預金機に通帳を挿入し、現金を投入して操作してください。
 - B. 預金機による預入れは、預金機の機種により当行が定めた種類の紙幣に限ります。また、1回あたりの預入れは、当行が定めた枚数による金額の範囲内とします。

2. (証券類の受入れ)

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、当店で返却します。

3. (口座振替による預入れ)

- (1) 振替指定口座、振替日、振替金額、振替方法等は、別に提出された口座振替依頼書に記載のとおりとします。
- (2) 口座振替に際して、振替指定口座の残高（総合口座の場合は普通預金残高）が振替金額に満たないとき（総合口座の場合は貸越金が発生または増加するとき）は、通知することなく、その月の口座振替を行いません。
- (3) 振替指定口座、振替日、振替金額等を変更する場合ならびにこの口座振替を中止する場合には、あらかじめ当行所定の方法により届出てください。

4. (預金の種類、期間、継続の方法等)

- (1) この預金は、預入れ（または継続）のつど、預入日（継続をしたときはその継続日）の3年後の応当日を最長預入期限（以下「満期日」といいます。）とする1口の期日指定定期預金（以下「期日指定3年定期預金」といいます。）としてお預りします。
- (2) この預金は、満期日に利息を元金に組入れ、元利合計額をもって前回と同一の期間の期日指定3年定期預金に自動的に継続します。
継続された預金についても同様とします。
- (3) 同一日に預入れられたこの預金（前記（2）による継続分の預金を含む。）は、これを取りまとめ1口の期日指定3年定期預金としてお預りします。

5. (預金の支払時期等)

(1) この預金に受入れた期日指定定期預金の継続を停止するときは、その預金の満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を当店に申出てください。この申出があったときは、この預金は最長預入期限（満期日）以後に支払います。

(2) 期日指定定期預金は、預入日（継続をしたときはその継続日）の1年後の応当日（据置期間満了日）から預入日（または継続日）の3年後の応当日（最長預入期限）の前日までの間の任意の日を満期日として指定することができます。

なお、預入金額ごとの預金の一部について満期日を指定する場合は、1万円以上の金額に対して行ってください。

この場合、当店に対してその1か月前までに通知を必要とします。この通知があったときは、この預金は指定された満期日以後に支払います。

なお、指定された満期日から1か月を経過しても解約されなかった場合もしくは解約されないまま最長預入期限が到来したとき（指定された満期日から1か月以内に最長預入期限が到来したときを含む。）は、満期日の指定はなかったものとします。

6. (利息)

この預金の利息は、次のとおり計算します。

(1) 預入金額ごとにその預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの期間について、預入日（継続をしたときはその継続日）現在における次の預入期間に応じた当行所定の期日指定定期預金利率によって1年複利の方法で計算します。

① 1年以上2年未満のとき

当行所定の「2年未満」の利率

② 2年以上のとき

当行所定の「2年以上」の利率（以下「2年以上利率」といいます。）

(2) 前記(1)の利率は、当行所定の日に変更します。この場合、新利率は、変更日以後に預入れられる金額についてはその預入日（すでに預入れられている金額については、変更日以後最初に継続される日）から適用します。

(3) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(4) この預金を第9条第1項により満期日前に解約する場合、および第9条第6項の規定により解約する場合には、その利息は、預入金額ごとに預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。

A. 6か月未満 解約日における普通預金の利率

B. 6か月以上1年未満 2年以上利率×40%

C. 1年以上1年6か月未満 2年以上利率×50%

D. 1年6か月以上2年未満 2年以上利率×60%

E. 2年以上2年6か月未満 2年以上利率×70%

F. 2年6か月以上3年未満 2年以上利率×90%

(5) この預金の付利単位は100円とします。

6-2. (利息の上乗せ)

この預金は、本条の定めにより、金利を上乗せするものとします。

(1) この預金の利息は、この預金口座の開設日以降、預金者の子が出生した旨の申出があり、当行がその事実を当行所定の方法により確認した場合、前条(1)の利率に預入日または継続日における、当行所定の利率(以下「上乗せ利率」といいます。)を上乗せして計算します。また、この預金口座の開設日において、預金者に満1歳未満の子がいるときについても利息の上乗せ対象とします。

(2) 利息の上乗せ対象の子は5人を限度とし、利息の上乗せ期間は、利息の上乗せ対象の子が成人するまでの間とします。

(3) 利息の上乗せは、口座振替による預入れに限るものとし、現金、小切手その他の証券類による預入れ、預金機を使用しての預入れ等には適用されません。

(4) 利息の上乗せは、預金者からの出生した旨の申出日以降の口座振替により預入する金額についてはその預入日から、また、すでに預入している金額については、申出日以降最初に書替継続される日から適用します。

(5) 本条により利息の上乗せをしている預金について、当行がやむをえないものと認めて満期日前に解約する場合、その利息は、前条および本条の定めにかかわらず、預入金額ごとに預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。

A. 6か月未満	解約日における普通預金の利率
B. 6か月以上1年未満	(2年以上利率+上乗せ利率)×40%
C. 1年以上1年6か月未満	(2年以上利率+上乗せ利率)×50%
D. 1年6か月以上2年未満	(2年以上利率+上乗せ利率)×60%
E. 2年以上2年6か月未満	(2年以上利率+上乗せ利率)×70%
F. 2年6か月以上3年未満	(2年以上利率+上乗せ利率)×90%

(6) 当行の都合により、前記(1)から(4)の利息の上乗せを受けるために必要な条件、上乗せ幅及び上乗せ方法等の内容を変更することがあります。この場合、あらかじめ変更の内容及び取扱いの期日を店頭表示その他の方法で公表し、その期日の到来とともに、変更規定が発効するものとします。

7. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第9条第6項第1号、第2号および第3号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第9条第6項第1号、第2号または第3号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

8. (取引の制限)

- (1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認又は資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 当行は、前項の求めに応じて預金者から提供された情報および資料ならびにその他の事情を考慮して、預金者との取引がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令その他の本邦もしくは外国の法令・規制に抵触し、または公序良俗に反するおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) この預金が、当行が別途表示する一定の期間預金者による利用がない場合には、当行は、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (4) 前3項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令その他の本邦もしくは外国の法令・規制に抵触し、または公序良俗に反するおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。

9. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、以下のいずれかを行ってください。
 - ① 当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印し、この預金の通帳とともに提出してください。
 - ② この預金の通帳とこの預金と同一名義であると当行が判断する振替指定口座のちばぎんキャッシュカード（以下「カード」といいます。）を提出し、当行所定の電子装置に届出の暗証を入力してください。
- (3) 前項の払戻しの手続に加え、当該預金の払戻を受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。
- (4) この預金口座の残高の一部に相当する金額の払戻請求があったときは、解約元金が払戻請求書記載の金額に達するまでこの預金を1口ごとに順次解約いたします。解約する順序は特に指定のない限り、預入日（継続したときはその継続日）から解約日までの日数の多いものからとします。
- (5) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、本条に基づき通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合

- ② この預金の預金者が第14条第1項に違反した場合
 - ③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令その他の本邦もしくは外国の法令・規制に抵触する取引、公序良俗に反する行為に利用され、またはそれらのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ④ 当行が、預金者について法令で定める本人確認等の確認を行った事項、または第8条第1項にもとづき預金者から提供された情報・資料に関し、偽りがあることが明らかになった場合
 - ⑤ ①～④の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認の要請に応じない場合
- (6) 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
- ① 預金者（法人の場合には、法人の役員等を含む。以下、本項において同じ。）が、口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しないもの、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E 本人または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為をした場合
 - A 暴力的な要求行為
 - B 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E その他前各号に準ずる行為

- (7) この預金が、当行が別途表示する一定の期間預金者による利用がない場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。
- (8) 前3項により、この預金取引が停止されその解除を求める場合、またはこの預金口座が解約され残高がある場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあり、また預金取引が継続されるときは預金口座は変更されることがあります。

10. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1) この預金の通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法により届出てください。
- (2) 前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。
- (3) この預金の通帳または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払い、または通帳の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

11. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも同様に当店に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときには、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の選任がされているときにも、前2項と同様に当店に届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に当店に届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

12. (確認および当行の免責)

相当な注意をもって以下のいずれかを行ったうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故、印鑑・カードにつき不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

- (1) 払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と照合し、相違ないものと認めて取扱った場合
- (2) 当行所定の電子装置で読み取ったカードが、当行が本人に交付したカードであること、および入力された暗証と届出の暗証とが一致することを当行所定の方法により確認し、相違ないものと認めて取扱った場合
- なお、盗取された通帳、カードを用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

13. (盗難通帳、盗難カードによる払戻し等)

(1) 盗取された通帳、カードを用いて行われた不正な払戻し（以下、本条において「当該払戻し」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当行に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。

- ① 通帳、カードの盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
- ② 当行の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
- ③ 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

(2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を前条本文にかかわらず補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意無過失であることおよび預金者に過失（重過失を除く）があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

(3) 前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、この通帳、カードが盗取された日（通帳、カードが盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳、カードを用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

(4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てんしません。

- ① 当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
 - A. 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと
 - B. 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
 - C. 預金者が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと

② 通帳、カードの盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと

(5) 当行が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。

(6) 当行が第2項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金に係る払戻請求権は消滅します。

(7) 当行が第2項の規定により補てんを行ったときは、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

14. (譲渡、質入れの禁止)

(1) この預金および通帳は、譲渡または質入れすることはできません。

(2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

15. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到着しなかったときでも通常到着すべき時に到着したものとみなします。

16. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

(1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳は届出印を押印して直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。

③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。

(4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。

ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

17. (裁判管轄)

この預金に関して紛争が生じた場合には、当行本店または当店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

18. (規定の変更等)

(1) 当行は、法令の定めにしたがい、お客さまの利益のために必要と認められるとき、または、その他相当の事由がある場合で、お客さまの契約目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更にかかる事情に照らして、合理的な内容であるときに、本規定を変更することができます。

(2) 前項による本規定の変更は、変更後の規定の内容を当行ホームページへの公表その他適切な方法により公表し、公表の際に定める効力発生時期の到来により効力を生じるものとします。

以 上